

ノトス

(四) 組合員ニシテ其ノ雇主ト法律上ノ爭議ヲ生ジタル時ハ理事會ノ決議ニ依リ組合員ニ代リ其ノ衝ニ當ルモノトス

第十一條 前條第二項ノ場合組合基本金ニ不足ヲ生ジタル時ハ組合員ヨリ釀出スルモノトス

第十二條 細則第十條第二項其濟規定ハ加入後滿一ケ年ヲ經過セザレバ請求スルノ權別ナキモノトス

第十三條 共濟金ノ請求ハ醫師或ハ役場等總テ必要ナル證明書ニ添ヘテ保證人連署ノ上組合ニ提出スルモノトス

第十四條 本組合ハ共濟金請求ヲ受ケタル時ハ之ヲ調査シ理事會ニ於テ必要ト認めタル時ニ限り所定ノ金員ヲ下附スルモノトス

第十五條 附則 本組合ノ事業發展ニ伴ヒ事業細則及執務規定等ハ必要ニ應ジ理事會之ヲ制定シ得ルモノトス

◆吾人労働者にして解放を欲せば

◆加はれ、団体運動に

組合員諸君

諸君は此の一枚を切り取りて非組合員の一人を勧誘して、組合員たらしむることに努むるを拒まざるべし。

非組合諸君

諸君の入會は、吾横浜市在住活版印刷工の全部を組合員たらしむることを得るものである。

◆資本主義産業の絶滅を欲せば

◆走れ、労働運動に

101146の1